

香川県条例第36号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条第3項において同じ。</u>）</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>
<p><u>(第1号部分休業の承認)</u></p> <p>第23条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項及び第3項において「第1号部分休業」という。）の承認は、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育児のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育兾のための特別休暇、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあって</p>	<p><u>(部分休業の承認)</u></p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定により人事委員会規則で定める育兾のための特別休暇若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定により教育委員会規則で定める育兾のための特別休暇、勤務時間条例第16条の2第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは学校職員勤務時間条例第15条の3第1項の子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（人事委員会規則で定める非常勤職員にあっては、当</p>

は、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第24条 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この条において「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第25条 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第26条 法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第27条 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったと任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第28条 職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第1項の規定にかかるわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第29条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が法第19条第3項の規定による変更をしたこととする。

(委任)

第30条 略

第24条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条及び学校職員給与条例第27条第1項の規定にかかるわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条及び学校職員給与条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第25条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第26条 略

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この<u>条及び第15条の3第2項第2号</u>において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第6条 任命権者は、職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、教育委員会規則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち教育委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

<p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>次の各号に掲げるいずれか</u>の範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u></p> <p>(2) <u>1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内</u></p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認) 第16条 略</p>	<p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>1日につき2時間を超えない範囲内</u>で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認) 第16条 病気休暇、特別休暇（教育委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、教育委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	---

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この<u>条及び第16条の3第2項第2号</u>において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第16条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第16条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

<p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>次の各号に掲げるいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>(1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内</u></p> <p>3 略</p> <p style="margin-left: 2em;">(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第17条 略</p>	<p>2 子育て部分休暇の時間は、<u>1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 略</p> <p style="margin-left: 2em;">(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
---	--

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第21条 略	(給与の減額) 第21条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（管理者が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部 <u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u> について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があ

るものをいう。以下この項において同じ。) の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)を除く。)がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

り日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、通算して6月(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員(第27条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、管理者が定める期間)を超えない範囲内で指定する期間(以下この項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員(地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)を除く。)がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則 (施行期日)

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(次項及び附則第4項において「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第26条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 第2条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により、同条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。
- 第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により、同条例第16条の3第2項第2号に掲げる範囲内において、施行

日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認を受ける場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。